

再審・えん罪事件全国連絡会ニュース

2019年1月25日 第92号

連絡先 〒113-8463 東京都文京区湯島2-4-4

平和と労働センター5階 日本国民救援会中央本部内

ホームページ <http://enzai.9ch.cx/> 電話 03-5842-5842

FAX 03-5842-5840

目次

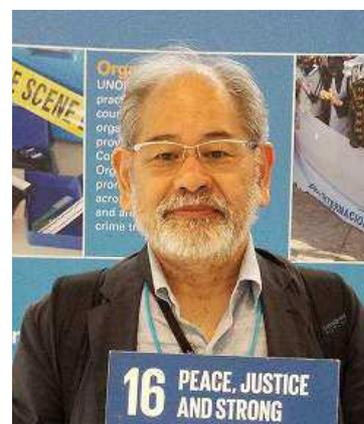
● 新年のご挨拶 新春の夢と「再審法」の制定 共同代表・新倉修	p1
● 再審・えん罪事件全国連絡会が総会ひらく	p3
● 冤罪撲滅一日行動 全国から200人超の参加で成功	p4
● 熊本・松橋事件 宮田さんの無罪へ大きく前進 2月8日に再審公判	p5
● 愛知・豊川幼児殺人事件 田邊さんの再審請求棄却	p6
● 滋賀・冤罪2事件のびわ湖一周宣伝を挙行	p7
● 静岡・袴田事件 独自要請で再審開始求める	p7
● 鹿児島・大崎事件 励ますつどい開き、アヤ子さん激励	p9
● 新年のご挨拶 終結の年は、新しい闘いの始まり 布川国賠 桜井昌司さん	p9
● 新年のご挨拶 再審開始の風を吹かせてください 北陵クリニック事件 守大助さん	p10
● 新春宣伝 三重 名張毒ぶどう酒事件、栃木・今市事件	p11
● 当面の日程	p12

●新年のご挨拶

新春の夢と「再審法」の制定

新倉修（共同代表・弁護士、青山学院大学名誉教授）

2019年は平成の「御代」が閉じて、5月1日を期して元号が改められるといわれている。天皇が日本国の象徴で、国民統合の象徴であるという憲法の規定からしても、元号の変更は必須ではない。とはいえ、日常生活の実感からすれば、それなりの区切りであることは、否めない。しかし、われわれとしては、世界人権宣言70年を超えて、人権が尊重される時代の到来こそが最も期待しているところであり、再審事件についても「疑わしいときには被告人の有利に」という刑事訴訟法の鉄則が妥当すると明言した最高裁判所白鳥決定（1975年5月20日）から数えて44年目を迎えて、これをどう活用するのかという方が重要である。



ウィーンの国連本部にて

■再審を否定する暴挙に覚える憤り

昨年は、日野町事件や松橋事件、湖東病院事件などで再審法上の重要な決定があった。他方、袴田巖さんの再審開始を認めた静岡地裁の決定が、東京高裁で破棄されたり、名張毒ぶどう酒事件の第10次再審請求が棄却されたり、逆流もあった。また、7月には、オウム真理教関係者13名の死刑が2回に分けて執行され、年末の12月27日にも、新任の山下真司法務大臣が、再審請求中の1名を含む2名の死刑確定者の死刑を執行させている。死刑そのものの是非も検討に値するが、再審を求める権利そのものを否定する法務省の暴挙に対して、憤りを覚えるのは私だけではあるまい。

再審請求において、法務省・検察庁は手続の相手方であり、当事者である。再審請求に理由があるかどうかは、裁判所によって審査されるべきものであって、一方の当事者が、再審の理由の有無を問わず、請求している相手方当事者の生命を絶ち、請求を無に帰させることが、正義に照らして許されるはずもない。団藤重光先生が『死刑廃止論』（第6版・2000年、有斐閣）で述べているように、死刑は正に生命を剥奪する生命刑であって、冤罪であった場合は取り返しがつかないという点において、他の刑罰とは質的に格段の違いがあり、人間の存在の根幹にかかわるものであり、また他方、死刑を言い渡す裁判も誤りはないと断言できる絶対的な根拠はない。そうであればこそ、人智の及ぶ限り誤判の有無を吟味し、疑いがあれば請求人である死刑確定者の利益に判断するというのが、一貫した「人間の尊厳に根ざした法制度」と言わなければならない。この点、刑事訴訟法は、およそ再審請求には執行停止の効果はなく、執行停止は検察官の裁量事項としている（第442条）。しかしだからといって、死刑確定者が再審を請求しているにもかかわらずその人を処刑してもよいとするのは、法の根底にある「人間の尊厳」への深い配慮を欠く、形式論にすぎない。

■再審法の整備は喫緊の課題だ

翻って考えると、このような生命の尊厳に関わる基本的な事項について規定がないのは、正に法の不備にはかならない。したがって、正義を重んじる立場からは当然、速やかに法整備に取りかかるべきである。更に言えば、かつて行政改革によって、大蔵省が金融行政と財政管理とを一体として担当していたところ、これを分離し金融庁と財務省に分掌させたように、法務省が法務全般を所轄している現状を変える必要があるとも考えられる。そこで、再審や人権救済に関する業務を法務から分離し、たとえば法務省から独立させて新たに人権擁護庁を設置し、独立・公正・衡平な救済を迅速に行えるよう組織改革を進めることも必要と言わざるを得ない。

2020年4月には、京都国際会館において第14回国連犯罪防止刑事司法会議（コンGRESS）が開催される。これに関連して、日本の国内制度も点検して改めるべきは改める必要がある。死刑、公判前の捜査手続（代用監獄の廃止・取調べでの弁護人の立会い・証拠開示や取調べの録音録画の拡充）、自由刑に関わる被収容者処遇の改善と並んで、再審法の整備は喫緊の課題である。このような世界的な会議が日本で開かれるのは50年ぶりであり、世界の刑事司法制度の改善に向けて重要な一步を記す会議とするために不断の努力が求められている。その意味でも、日本弁護士連合会で取り組まれている刑事制度に関する活動は重要な意味がある。日弁連では、3年前の福井での第59回人権擁護大会で死刑の廃止と関連する刑罰制度の改革を求める決議をしたが、本年10月には徳島で第62回人権擁護大会が開かれ、国際人権の問題と並んで、取調べの問題と再審の問題が取りあげられることになっている。全国4万人の会員を擁する弁護士の団体が、人権擁護に関する国民的な課題としてこの3つの課題を取りあげたわけである。その見識と情熱に深甚の敬意を表したい。

■人間の尊厳に根ざした社会めざし

ここでいうまでもないことだが、憲法は人権を擁護し実現するために国家権力を縛り、方向を定め、このような人類史に課せられた課題の遂行のために国民の叡智と能力を振り向けるグランド・デザインを定めたものである。これが立憲主義の「本義」であって、これを掘り崩したりないがしろにしたりすることは、憲政の否定であり、主権の所在を転覆させることにほかならない。さまざまな課題が輻輳している今日、一人ひとりの力を信じて、さらに大きな連帯の輪をつくり、人権の実現に向きあうように、「人間の尊厳に根ざした社会と国家」に向けてさらに一層の努力しなければならない。古稀を迎えた私も、いま新たに誓う。

●再審・えん罪事件全国連絡会が総会ひらく

事件の勝利と再審法改正に全力で

第27回総会 役員体制と方針を決定

再審・えん罪事件全国連絡会第27回総会が昨年12月13日に衆議院議員会館内で開かれ、18支援団体、36人が参加しました。各事件の支援者から活動報告と事件支援の進め方について意見が出され討論をおこないました。

■事件の事実示し、再審法改正へ

討論では、再審法改正に向けた活動方針と、各事件の支援者から活動方針を受け、再審法改正運動の力になる具体的事件を通して刑事司法の問題点と冤罪をなくすための刑事司法改革について熱い議論が交わされました。

討論のまとめをした瑞慶覧淳事務局長は、「各事件の現状や問題点を具体的事実で示して、裁判所を説得する活動と再審法の法改正運動を有機的に結び付けて運動をすすめることが運動体の重要な役割だ」と強調。最高裁係属事件や日野町事件で確実に勝利し、具体的事件の事実を示して再審法改正運動に全力で取り組むことを決定しました。

報告では、布川事件の桜井昌司さんが「冤罪でもっとも苦しむのは当事者よりも家族だ」として、3月2日に冤罪事件被害者で構成する組織を立ち上げることを表明。なくせ冤罪！市民評議会の客野美喜子さんは、再審事件を阻害する検察の手持ち証拠開示や、再審決定に対する検察の不服申し立てを禁止する再審法の改正をめざした運動をすすめるあらたな組織の準備会を結成したことが報告されました。



法改正に向けた運動方針を立てる

■最高裁5事件の要請行動

総会終了後、最高裁に係属する5事件（袴田、大崎、湖東、北陵、今市）の勝利を求めて、17人で最高裁判所に要請行動をおこないました。東住吉事件で無罪判決を勝ちとった青木恵子さんは、「弁護士がどれだけ弁護してくれても、無罪判決は出せない。支援者がどれだけ無数にできても私を無罪には出来ない。裁判官にしか無罪にすることはできない。裏切られても信じるしかない。裁判官はその責任を感じて判断してほしい」と要請しました。



要請に向かう最高裁の前で

●12・12冤罪撲滅一日行動

全国から200人超の参加で成功

最高裁係属5事件の勝利へ向けて決意あらたに

国民救援会と再審・えん罪事件全国連絡会の主催で昨年12月12日、国会前と国会議員会館で「冤罪撲滅一日行動」がとりくまれ、全国から約200人の支援者が集まり、アピール行動や国会議員要請行動をはじめとする一連の行動をおこないました。

●国会前アピール行動

正午から始まった「袴田さんの再収監を許さないアピール行動」（主催＝袴田巖さんの再審無罪を求める実行委員会）には、様々な団体がノボリや横断幕、プラカードを掲げてアピール。

袴田巖さんの姉・秀子さんが「皆さまの応援があつて、50年たたかってきました。50年でダメなら100年頑張ります。長い裁判になっていますが、お力添えをお願いします」と支援を訴えました。

元ボクシング世界王者の輪島功一さん、日本共産党の仁比聡平参議院議員、社会民主党の福島みずほ参議院議員も駆けつけ激励の挨拶。布川国賠の桜井昌司さん、東住吉国賠の青木恵子さん、足利事件の菅家利和さんも連帯の挨拶をおこないました。



袴田さんの再収監阻止をアピール

●国会議員要請行動と国会内集会

午後からは国会議員要請行動がおこなわれました。参加者はチームを作って衆参の法務委員 55 人の議員事務室を訪問。冤罪事件の現状を伝え、冤罪被害者を救済するために、検察の証拠開示や、再審開始決定に検察が不服申し立てをできないようにするなどの刑事訴訟法（再審法）の改正が必要だと訴え、立法化に尽力するよう求めました。



議員控え室を回り要請

その後、最高裁に係属する5事件(今市、大崎、湖東、袴田、北陵の各事件)勝利をめざす院内集会が開かれ、福岡大学の新屋達之教授が「再審をめぐる状況と最高裁・立法府の役割」と題して記念講演をおこないました。

集会には、日本共産党の藤野保史衆院議員が駆けつけ挨拶しました。このほか、自民党の福岡資麿参院議員、元榮太一郎参院議員、社民党の福島みずほ参院議員の各議員秘書も参加しました。



5事件の勝利をめざし意思統一

全国の皆様のご協力で取り組みが大きく成功いたしました。ご参加、ご協力いただいた会員の皆さまに感謝いたします。

●熊本・松橋事件

宮田さん無罪へ大きく前進

2月8日に再審公判が開かれる見通し

誤った裁判のやりなおしがおこなわれる松橋事件。12月20日に熊本地裁で開かれた三者協議で、検察は新たな証拠申請と有罪立証をしないこと、裁判所は早期の判断を行うことをそれぞれ表明しました。1月11日の第2回協議で、検察は自白調書を証拠採用しないことを明言し、23日の第2回協議では、検察は自白調書に加え、凶器とされた小刀についても証拠採用を求めないことを明らかにしました。



この結果、2月8日午後1時30分から再審初公判が開かれることが決まり、即日結審する見込みとなりました。殺人罪に関する証拠は、当時の捜査報告書や関係者の供述調書など限定的なものとなり、検察も有罪立証をおこなわないことから、無罪判決が出る見通しが確実となっています。

●愛知・豊川幼児殺人事件

田邊さんの再審請求を棄却

山口裁判長 一切の事実調べをしないまま決定

名古屋高裁刑事1部は、1月25日、再審を求めている田邊雅樹さんの再審請求を棄却する不当決定を出しました。

この事件は、2002年に愛知県豊川市内のゲームセンターの駐車場に駐車していた乗用車から当時1歳10カ月の男児が連れ去られ、付近の岸壁で遺体となって発見された事件です。当時現場の駐車場に車を停めていた田邊さんが連行され、暴力的な取調べにより犯行を認めるウソの「自白」を強要されました。

犯行と田邊さんを結びつける物的証拠も犯行の目撃証言はなく、「自白」のみが証拠となりました。一審は自白の信用性を否定し無罪判決。しかし二審で逆転有罪判決となり、懲役17年の刑が確定し、大分刑務所に収監されました。

2016年に名古屋高裁に再審を申立て、証拠開示と新証拠の事実調べを求めてきました。しかし、名古屋高裁は、弁護団が提出した新証拠について、いっさい事実調べもせず、請求を棄却しました。

決定を出した山口裕之裁判長は、2017年12月に名張毒ぶどう酒事件で奥西勝さんの再審請求を棄却した裁判官で、この時も一切の事実調べをしないまま不当な決定をおこなっています。



不当決定の垂れ幕を掲げる弁護団（名古屋高裁前）

袴田巖さんの再審開始を！ 再収監を許さない3・23全国集会

再審開始をもとめて最高裁でたたかっている袴田事件で、袴田さんの再審開始と再収監を阻止するための全国集会が開催されます。主催は袴田巖さんの再審無罪を求める実行委員会です。

「耐えがたいほど正義に反する」として、2014年3月に静岡地裁で再審開始決定が出されて釈放されてから丸5年が経ちます。しかし、死刑判決を受けてから半世紀近くも死刑の恐怖にさらされた袴田さんは拘禁症を発症し、妄想状態に陥っています。その状態は、釈放されても変わっていません。姉の秀子さんは、「巖の最良の薬は、再審無罪です」と述べているように、袴田さんが心身共に健康になるためには、再審開始決定と無罪判決がどうしても必要です。最高裁で再審開始決定をかちとるために、全国からの参加を呼びかけます。

日 時：3月23日（土）13時30分開場、14時開会

場 所：明治大学アカデミーコモン309B（東京都千代田区神田駿河台1丁目1）

参加費：500円

内 容：弁護団報告、実行委員会の訴え、SUN-DYUさん（大阪・泉大津コンビニ窃盗冤罪事件の当事者）のライブなど

主催：袴田巖さんの再審無罪を求める実行委員会

アムネスティ・インターナショナル日本／日本国民救援会／日本プロボクシング協会袴田巖支援委員会／袴田巖さんの再審を求める会／袴田巖さんを救援する清水・静岡市民の会／袴田巖さんを救援する静岡県民の会／浜松・袴田巖さんを救う市民の会／無実の死刑囚・袴田巖さんを救う会

●鹿児島・大崎事件

励ますつどい開き、アヤ子さん激励

弁護団と支援者が入院中のアヤ子さんを訪問

1月7日（月）、志布志市の病院に入院中の原口アヤ子さん（91歳）を「励ますつどい」を行いました。マスコミ10社、弁護団6名、支援者5名の参加。

弁護団事務局長の鴨志田弁護士は「今年こそ再審開始を勝ちとる。法廷で無罪判決を聞くまで元気でいきましょう。」と激励され、青木恵子さんと桜井昌司さんから「速やかに再審無罪となり心から安心させたい」「真実、正義は勝つ、今年こそきっとわかると確信している」とのメッセージが寄せられました。支援者は最高裁要請行動に参加し、5つの冤罪事件の支援者の方々と共に訴えました。

最高裁の判断が今後の再審冤罪事件の闘いに大きな影響を与える。アヤ子さんがはっきりされているうちに裁判所は再審無罪の判断を下してほしい。引き続きアヤ子さんの定期的見舞いと署名集めに全力を尽くすと訴えました。

（鹿児島・稲留淳子）



アヤ子さんを囲む支援者と弁護団

大崎事件

春を呼ぶ支援のつどい 報告&ライブ

いまだ最高裁で再審の可否の決定を待つ大崎事件。原口さんを救援する運動から生まれた歌を使って、さらに運動を広げるつどいが開かれます。布川事件国賠の原告で「歌手」の桜井昌司さん、シンガーソングライターの岩桐永幸さんを招いて和やかなひとときと再審へ向けた決意を固め合います。限定60席。

主催は原口アヤ子さんの再審をかちとる首都圏の会。問合せは☎080-5172-9793（平川）まで。

新年のご挨拶

終結の年は、新しい闘いの始まり

茨城・布川事件国賠 桜井さん「正義が勝つ」と全力尽くす決意

長い布川事件の闘いも、今年は決着です。

皆さんの長いご支援に、心から感謝申し上げます。ありがとうございました。昨年の最終弁論時、裁判官は「年度内に判決を出します」と言いましたが、少し時期は伸びるようですけれども、桜の咲くころに判決があることは確定です。今年で終わると思うとホッとしています。

何時もながらの正月。恒例の笠間稲荷の初詣で得たお御籤は「大吉」でした。凶を引いても、特別のことはなかったばかりか、再審で勝利したのですから、大吉となれば勝利は当然ですし、皆さんと祝杯を上げられると確信しています。



桜井昌司さん

足掛け7年となった闘いは、再審とは立場を違えた民事裁判の気楽さはありませんでしたが、警察と検察の無責任を語る言い訳に言い訳を重ねた主張には、ここまで言い繕うかと呆れるばかりでした。期待した証拠開示も、全くダメ。日本の司法は根本的に腐っていると知らされもした国賠裁判でした。

再審で無罪になった記者会見などで、私が話した言葉を覚えてくださっている方はいるでしょうか、「料理を習いたい」と言いました。このところ、料理が面白くなりまして色々作るようになりました。周りの皆さんから「作って!」と頼まれたりします。今年は出汁作りを習得して、もっと美味しい料理を作れるようになりたいと思っています。

自分の闘いは終わりますが、まだ多くの仲間が苦しんでいます。その闘いに力となるために、冤罪仲間と司法改革を求める活動を始めます。終結の年は、新しい闘いの始まりになります。どうぞよろしくをお願いします。

新年のご挨拶

再審開始の風を吹かせてください

宮城・北陵クリニック筋弛緩剤冤罪事件 守大助さんが獄中から訴え

2019年、勝利と幸せへ向かって、脇目も振らず頑張ります。

私は無実です。絶対に筋弛緩剤を混入していません。

なにとぞ本年もご支援をよろしくお願いいたします。

昨年は仙台高裁・嶋原不当決定後も、あたたかく力強いご支援をいただきまして本当にありがとうございました。本年は私の年です。「猪突猛進」で闘います。地裁・高裁で棄却され、正直なところ裁判不信に陥りましたが、最高裁第三小法廷林裁判長の「先入観にとらわれず証拠に基づいた裁判をしてゆく」、「最高裁判事として重大な責任を心にとめ、公正・公平な心理を尽くしてゆく」との発言を信じています。今度こそ信じて良かったと心から思えるような決定をいただきたいです。



事件前の守大助さん

土橋鑑定を信用できるという科学者は1人もいません。裁判所だけが信用できると判断しています。弁護団が提出した意見書・補充書では、仙台市立病院がミトコンドリア病の症例報告をしていること、その症例がA子ちゃんとはほぼ同じであること、これを知っても裁判所は筋弛緩剤の症状だと認定し続けるのでしょうか?クリニックへの受診前からの症状を無視しないでほしいです。

全国の皆さん、どうか最高裁へ「差し戻し・再審開始」という風を吹かせてください。私は一度も公正な裁判を受けていません。

今年4月、48歳になります。両親は毎日、私の救出のための人生を送っています。元気であるうちにここから出る手助けをお願いします。

2019年1月 無実の守大助

(支援者に宛てた獄中からの手紙より)

三重 名張毒ぶどう酒事件新年宣伝行動

1月13日、伊勢神宮内宮のおかげ横丁にて名張毒ぶどう酒事件第10次再審請求異議審への支援を訴える宣伝行動をおこないました。三重県の国民救援会6支部から10人の会員が集まりました。短時間で300枚のチラシ入りティッシュの配布と40筆の署名が集まりました。

観光地ですので、北海道から中部地方・関西地方など全国の方から署名いただきました。事件を知らない若者たちが、事件概要の説明を受けて署名に協力してくれたり、またチラシを受け取って通り過ぎた後で、立ち戻って署名をしてくれた方も見えました。他にも20代の若者は協力的で5、6人のグループ全員が署名してくれたり、会話の中では「SNSで拡散して人集めたらか」などと言ってくれる若者もいました。伊勢のおかげ横町での名張毒ぶどう酒事件の宣伝行動を始めて20年以上になりますが、立ち止まって協力してくれる世代が、数年前までは事件当時の報道をよく覚えているという世代から、事件を知らない世代へと変化してきていることを強く感じさせられました。

(国民救援会三重県本部事務局次長・西浜典泰)



事件を知らない世代にも伝えたい

名張毒ぶどう酒事件

事件発生58年行動

名古屋高裁で行なわれている第10次再審請求審で、弁護団は新証拠を調べようとせず、検察はいまだに証拠を隠したままです。

一日も早い再審開始へ裁判所と検察庁へ要請行動をおこないます。

●日時 3月28日

正午 大須観音前宣伝

14時 名古屋高裁要請(15分前2階待合集合)

15時30分 名古屋高検要請



名張事件
ドキュメンタリー
全国で上映開始

村の懇親会で毒入りのぶどう酒を飲んだ女性5人が死亡した名張事件。奥西さんが逮捕され自白を強要されると、村人たちは一斉に証言を変え、奥西さんの犯行を裏付ける方向に傾いた。不自然に変遷する関係者の供述。未だ重要な証拠を隠す検察。科学的証拠よりも自白に固執する裁判所。なぜ頑なに再審を拒み続けるのか。村は、誰か一人に縄を付けて出さなければいけなかったのか。「司法ムラ」の住人が、真実に蓋をする理由は何課。異常な裁判の全容に迫る。この春、全国で上映開始。

▼自主上映のお問合せ→合同会社東風(とうふう) 03-5919-1542

栃木 今市事件の新春宣伝行動

国民救援会佐野支部は1月4日、新春宣伝行動を11人でおこないました。

佐野厄除け大師への初詣客の家族連れや若者に、今市事件の訴えとともに、安倍9条改憲反対3千万署名を訴えました。

とても寒い中での行動でしたが、参加者みんな元気にビラ配布と、ハンドマイクで訴えました。宣伝後は、500円ランチをとりながら、今年の決意を語り合い、懇親しました。(国民救援会佐野支部・橋本次生)



新年に勝利を決意し宣伝

■当面の日程

- ▼1月29日(火) 名張毒ぶどう酒事件要請行動 名古屋高裁要請=午後1時30分、高検要請=午後3時
- ▼1月30日(水) 岐阜・大垣市民監視違憲訴訟 進行協議(次回口頭弁論期日確定予定)
- ▼1月31日(木) 熊本・松橋事件三者協議 午後3時
- ▼2月8日(金) 熊本・松橋事件 再審公判
- ▼2月20日(水) 東京・乳腺外科医冤罪事件 判決(東京地裁)
- ▼2月23日(土)～24日(日) 今市事件第1回全国現地調査
- ▼2月27日(水) 名張毒ぶどう酒事件要請行動 名古屋高裁要請=午後1時30分、高検要請=午後3時
- ▼2月28日(木) 冤罪事件統一要請行動(再審・えん罪事件全国連絡会の呼びかけ)
- ▼3月1日(金) 大崎事件 春を呼ぶ支援のつどい(東京・原宿アコスディオ、首都圏の会主催)
- ▼3月2日(土) 冤罪被害者の会(仮) 結成総会(甲南大学東京校舎)
- ▼3月23日(土) 静岡・袴田事件 袴田巖さんの再審開始を! 再収監を許さない3・23全国集会(東京・明治大学アカデミーコモン)
- ▼3月25日(月) 長野・あずみの里「業務上過失致死」事件 判決 午後1時30分(長野地裁松本支部)
- ▼3月28日(木) 三重・名張毒ぶどう酒事件 事件発生58年行動(名古屋高裁、高検)
- ▼4月10日(水) 布川事件国賠 判決予定(東京地裁)
- ▼6月1日(土)～2日(日) 第29回裁判勝利をめざす全国交流集会